

一般社団法人北海道バレーボール協会役員等の定年に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第25条第4項及び第38条第3項の規定に基づき、一般社団法人北海道バレーボール協会（以下「本会」という。）の副会長及び役員（以下「役員等」という。）の定年に関する必要な事項を定める。

(定年)

第2条 役員等は、選任基準日において、次の年齢未満でなければならない。

(1) 副会長及び監事は、74歳

(2) 理事は、70歳

2 前項に拘わらず、任期中に役員等選考委員会の委員を務める役員については、この限りではない。

3 役員を選任基準日は、選任が行われた日の属する月の末日とする。

(役員等の任期)

第3条 役員等の任期は、定款第25条及び第38条第2項の定めによる。

(退任)

第4条 役員等が任期途中において第2条第1項各号に規定する年齢を迎えた場合は、任期が満了するまでは役員等として在任し、任期満了をもって退任する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、本会の登記が行われた日から施行する。

制定 令和6年9月14日